

第 4 2 号議案

桶川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

桶川市認可地縁団体印鑑条例（平成 9 年桶川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(登録資格) 第2条 略 (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第19条第1項第1号へ</u> に規定する職務代行者 (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則 <u>第21条第2項</u> の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適正であると認めたときは、当該認可地縁団体印鑑登録原票を作成して認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。	(登録資格) 第2条 略 (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第18条の3第1項第6号</u> に規定する職務代行者 (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則 <u>第18条の3第1項</u> の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適正であると認めたときは、当該認可地縁団体印鑑登録原票を作成して認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。